

令和元年度 財務諸表等解説



目次

法人の概要	3
1. 産総研のミッション	3
1.1. 産総研の業務	3
1.2. 産総研の研究戦略	4
2. 中長期目標期間	5
3. 産総研の機構	5
3.1. 全国の研究拠点（地域センター等）	5
3.2. 研究領域	5
3.3. 研究ユニット	6
3.4. 会計関連業務の分担体制	6
独立行政法人の会計制度	8
1. 独立行政法人の会計制度	8
1.1. 政府出資	9
1.2. 運営費交付金	9
1.3. 施設整備費補助金	10
1.4. 目的積立金	10
1.5. 自己収入（受託収入等）	10
1.6. 独立行政法人会計基準の改訂	11
1.6.1. 「行政コスト計算書」の創設	11
1.6.2. 「純資産変動計算書」の創設	11
1.6.3. 賞与引当金及び退職給付に係る会計処理	11
1.7. 独立行政法人固有の会計処理	11
1.7.1. 運営費交付金に係る会計処理	11
1.7.2. 施設費に係る会計処理	12
1.7.3. 自己収入（受託収入等）	12
1.7.4. 特定償却資産に係る会計処理	12
令和元年度決算トピックス	15
1. 新棟建設について（つくば西事業所 高機能IoTデバイス研究開発棟）	15
2. 第4期中長期目標期間の最終年度における利益の処分	15
3. 固定資産の減損の認識	16
財務諸表の概要	18
貸借対照表（B/S）	18
1. 流動資産	18
2. 有形固定資産	19
3. 資本金及び資本剰余金	20
4. 利益剰余金	21
行政コスト計算書	22

1. 損益計算書上の費用	22
2. その他の行政コスト	22
3. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	22
損益計算書（P/L）	23
1. 経常費用	24
2. 経常収益	25
純資産変動計算書	26
キャッシュ・フロー計算書	27
収入及び支出決算の概要	28
1. 収入決算	28
1.1. 受託収入	30
1.2. その他収入	31
2. 支出決算	32

法人の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、我が国最大級の公的研究機関である。

1. 産総研のミッション

1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成 11 年法律第 203 号。以下、「産総研法」という。）第 11 条第 1 項各号に右のとおり定められている。

これらの業務を行う上で、組織を事業等のまとまりと同一の 7 領域、その他本部機能（イノベーション推進本部、TIA 推進センター）、法人共通に分類し、平成 27 年度より支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。

これら産総研が実施する業務の方法は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という。）に定められており、業務を行う方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
- ② 地質の調査を行うこと。
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

1.2. 産総研の研究戦略

産総研は、発足以来のスローガンである「技術を社会に」に基づき、2030年の産業像・社会像を見据えて、以下の4つのゴールに向けて研究開発を促進し、科学イノベーションを主導する。

第一に、膨大な情報・データから新たな知識や価値を導出する科学技術を創る。人とモノと情報を融合させることで、超スマートな産業・社会の実現を牽引する。

第二に、低炭素、資源循環を実現する科学技術を創る。我が国のみならず、世界が直面する課題

を解決するため、化石燃料や希少資源に依存しない、無駄や廃棄物を徹底的に排除した持続可能な産業・社会の創出を牽引する。

第三に、原子・分子レベルで物質や生命のメカニズムを解明し、それらを自在に制御・活用する科学技術を創る。これにより新産業の創出や健康・長寿社会の実現を牽引する。

第四に、産業と社会の安全・安心を確保する科学技術を創る。産業の進化や国土の有効利用を支援、災害に強い安全な社会の実現を牽引する。

2030年に向けた産総研の研究戦略



2. 中長期目標期間

令和元年度は、産総研の第4期の中長期目標期間の最終年度にあたる。なお、各事業年度は4月1日から翌年3月31日までである（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条）。

第1期	平成13年度	～	平成16年度
第2期	平成17年度	～	平成21年度
第3期	平成22年度	～	平成26年度
第4期	平成27年度	～	令和元年度
第5期	令和2年度	～	令和6年度

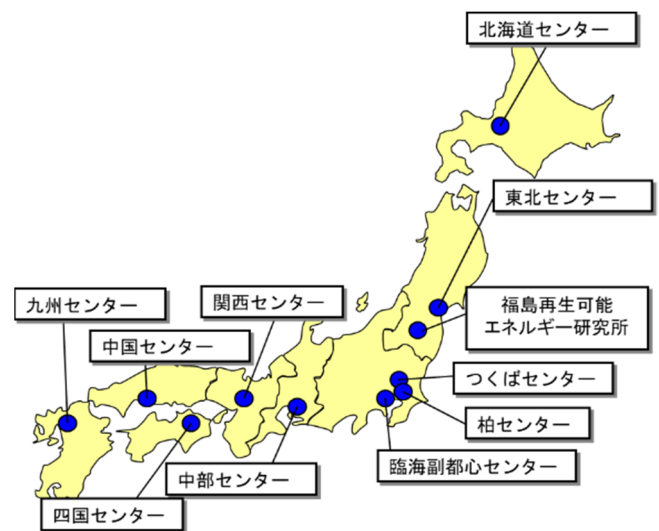
3. 産総研の機構

3.1. 全国の研究拠点（地域センター等）

産総研は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、主たる事業所の業務を支援する事務所を茨城県つくば市に置く。

また、研究業務を実施する研究拠点（地域センター等）を全国に設置して、最先端の研究に加え、地域技術ニーズへの対応及び地域産学官連携等を通して、産総研が総合力を発揮することによって地域貢献を果たしている。

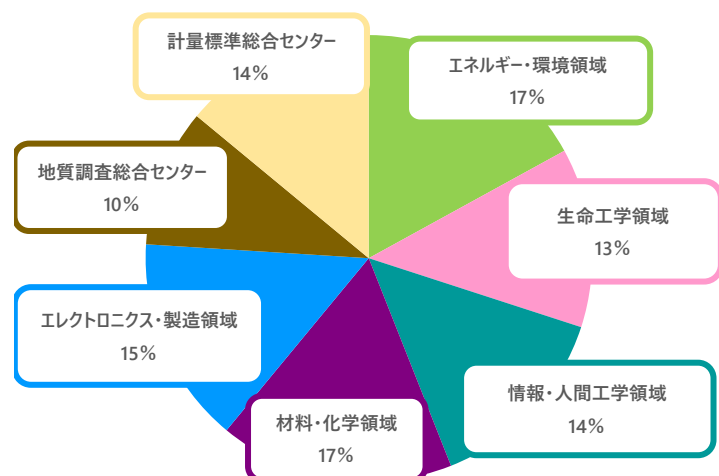
平成31年4月1日現在、法人の総敷地面積は242万m²、総延床面積は76万m²である。なお、平成30年11月1日に千葉県柏市に柏センターを設置したことにより、研究拠点は全国で11ヶ所となった。



全国の研究拠点（地域センター等）

3.2. 研究領域

領域は、産総研の持つコアコンピタンスの強みを伸ばし、その技術を産業界が実用化に向けた要素技術として活用しやすいようにするために、産総研の強い技術をかたまりにした分類として、エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域、地質調査総合センター、計量標準総合センターの7領域としている（うち、2つは総合センターと称する）。



領域別の研究職員構成
(平成31年4月1日現在)

3.3. 研究ユニット

研究ユニットの研究パフォーマンス向上が産総研全体の成果向上の基本であるとの認識の下、平成 31 年 4 月 1 日時点で研究部門 27、研究センター 17 を設置し、これに領域内、領域間、地域といった様々な単位での研究活動の一層の活発化を目指している。なお、各研究ユニットは、いずれかの領域に所属する。

研究部門

基礎研究から「橋渡し」研究まで一体的に取り組むとともに、中長期的キャリアパスを踏まえて研究人材を育成する研究組織。

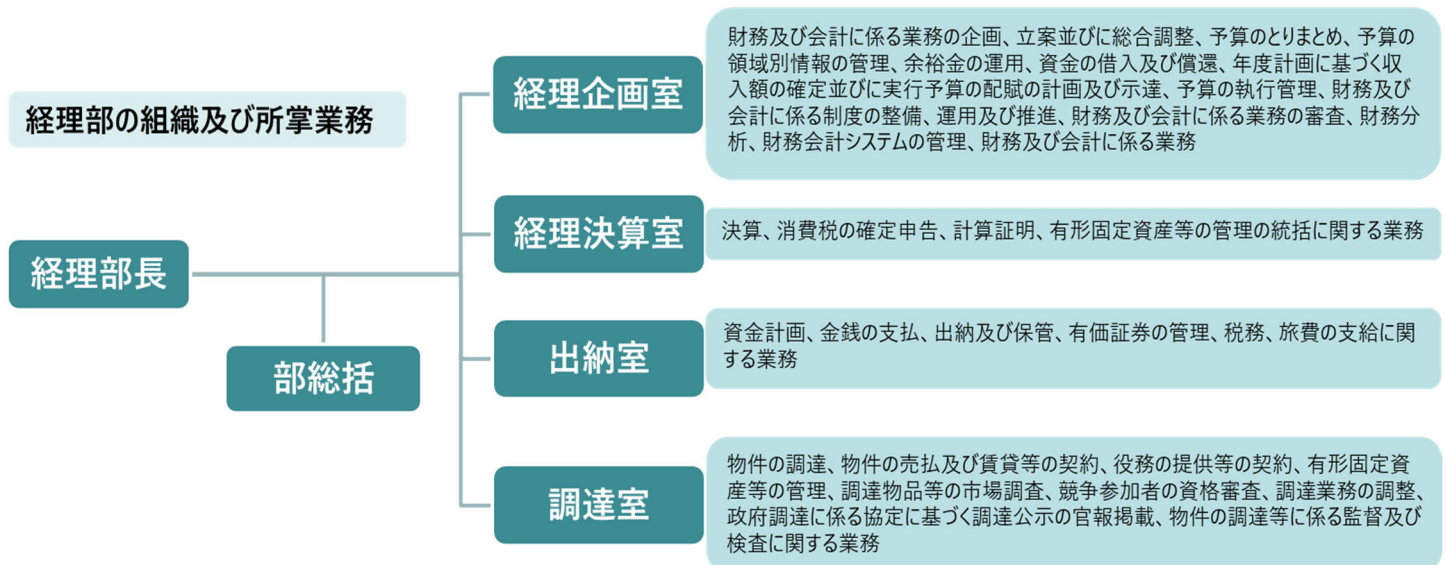
研究センター

産総研独自の革新技術を産業や社会のニーズに応じて重点的に実用化・事業化につなげるため、研究部門、領域を超えて必要な人材を結集し企業との連携研究を中心に推進する時限の研究組織。

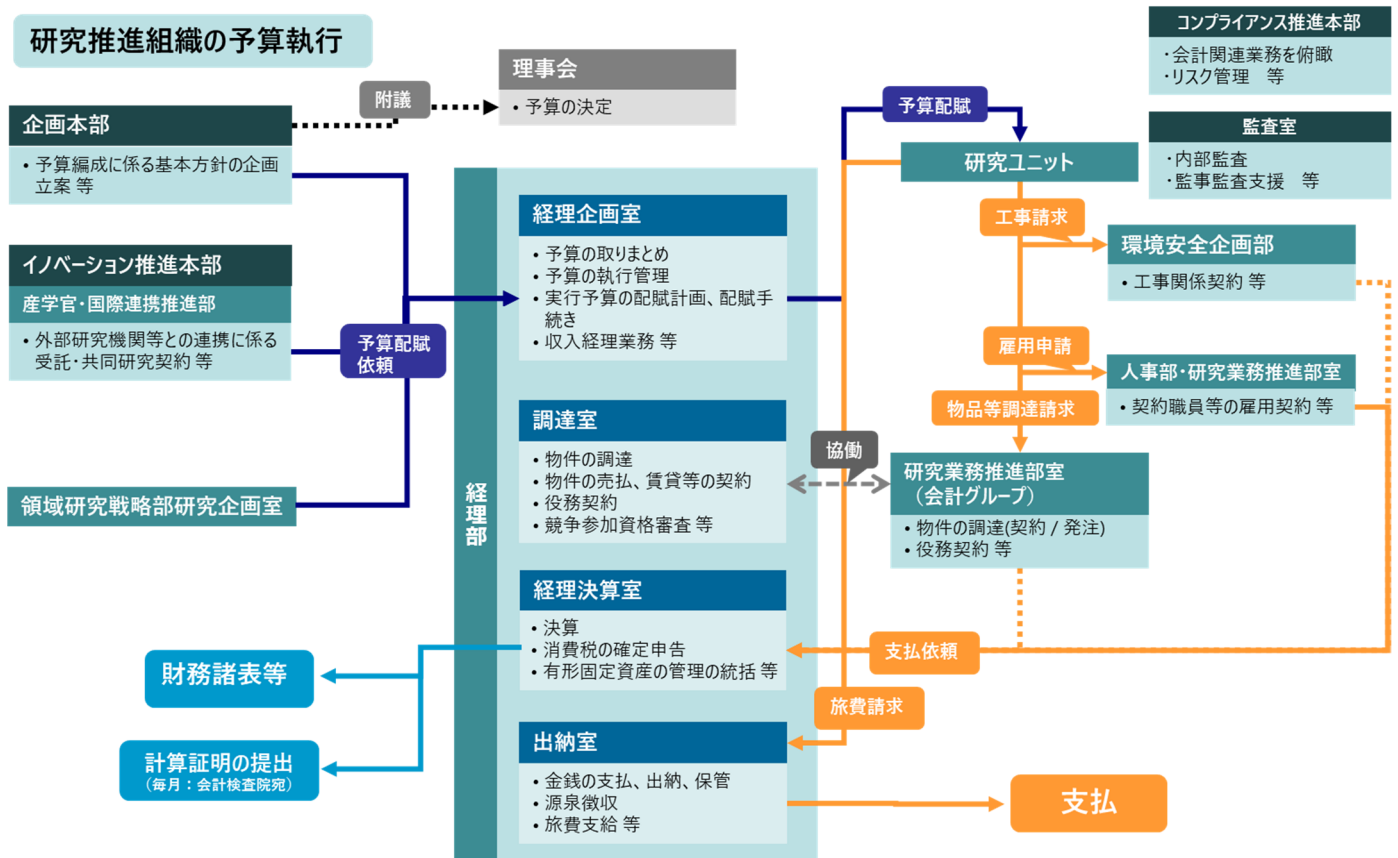
3.4. 会計関連業務の分担体制

令和元年度において、産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、経理部、つくばセンター及び地域センター等に設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては環境安全企画部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官・国際連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部が予算編成を行う。



平成 31 年 4 月 1 日現在 経理部の組織



予算執行の流れ（平成 31 年 4 月 1 日現在）

独立行政法人の会計制度

1. 独立行政法人の会計制度

平成 26 年 6 月に改正された通則法においては、国立研究開発法人（以下「国研」という。）の主務大臣は、通則法に基づき、5 年以上 7 年以下の期間において当該国研が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中長期目標」という。）を定め、当該国研に指示する（通則法第 35 条の 4）。国研は、中長期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下、「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（通則法第 35 条の 5）。

主務大臣は中長期目標期間の終了時には、研究開発に関する審議会の意見を聴きつつ、当該国研の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（通則法第 35 条の 7）旨が規定されており、国研の会計にあっては、事業年度のみならず中長期目標期間を単位とする会計処理を行うこととされている。

(1) 独立行政法人の会計基準

独法の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第 37 条）。

産総研の会計については、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（経済産業省令第 108 号、

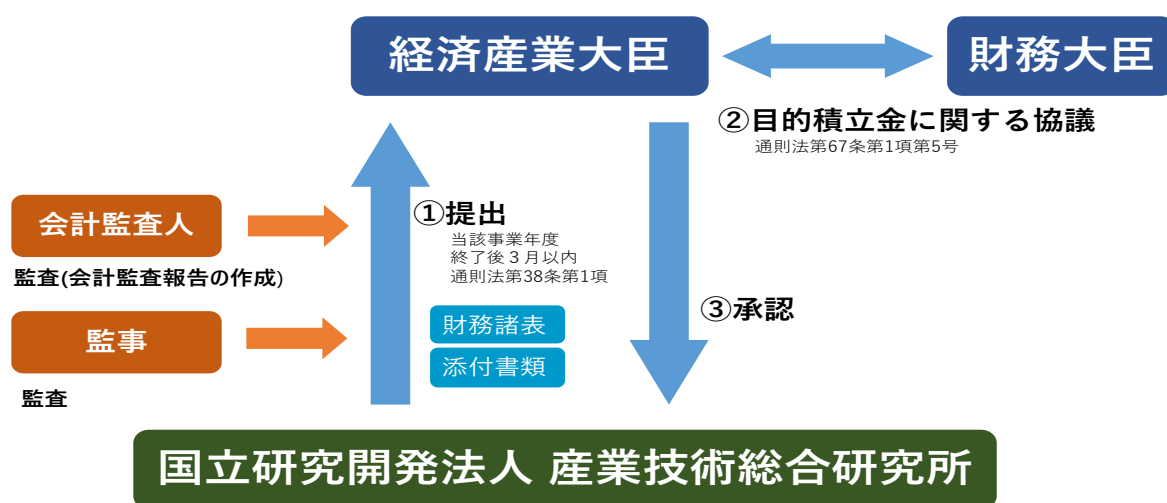
以下「産総研財会省令」という。）の定めるところによる。同令に定めのない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第 10 条第 1 項）、同基準に優先して、平成 11 年 4 月 27 日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独法の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という。）の適用を受ける（同第 3 項）。

(2) 財務諸表等の作成及び監査

独法は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条）。

また、独法は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第 39 条）。会計監査人は主務大臣が選任する（同第 40 条）。

令和元年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。



財務諸表等の提出と承認に係る手続き

(3) 会計検査院の検査（計算証明指定）

産総研の資本金の全額は政府出資であり、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の「国が資本金の2分の1以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づく指定を受け、中長期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。（同法第24条）

1.1. 政府出資

独法は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない（通則法第8条第1項）。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独法に出資することができる（同第2項）。

平成31年4月1日現在、産総研法第6条に基づく出資金は、第1項（附則第5条に基づく国からの土地、建物等の承継資産）及び第2項（附則第

6条に基づく産総研の成立の時点で建設中であった建物等の国からの追加出資）に基づく現物出資の計2,847億円である。

なお、独法は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

1.2. 運営費交付金

政府は、予算の範囲内において、独法に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（通則法第46条）。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月 中央省庁等改革推進本部）において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項目を立て、用途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てることができることとされている。

令和元年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は631億円である（東日本大震災復興特別会計8億円を含む）。

令和元年度一般会計予算 経済産業省	
(項)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 運営費
(目)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 運営費交付金

1.3. 施設整備費補助金

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部)では、独法の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

令和元年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費はおよそ 84 億円である。

令和元年度一般会計予算 経済産業省	
(項)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 施設整備費
(目)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。

1.4. 目的積立金

独法は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ(通則法第 44 条第 1 項)、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中長期計画における剰余金の使途に充てることができる(同第 3 項)。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない(同第 1 項)。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の中長期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- ・ 重点的に実施すべき研究開発
- ・ 知的財産管理、技術移転
- ・ 職員の資質の向上
- ・ 広報
- ・ 事務手続きの一層の簡素化、迅速化を図るための電子化の推進
- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修、廃止
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表の貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、使途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示(独法会計基準第 57-3)するが、第 4 期中長期目標期間において目的積立金はなく、令和元年度においても目的積立金の承認は受けていない。

1.5. 自己収入(受託収入等)

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、計量標準総合センターの業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる(業務方法書第 17 条)。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

1.6. 独立行政法人会計基準の改訂

平成 29 年に策定された「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえ、平成 30 年 9 月 3 日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下、「基準及び注解」という。）が改訂された。令和元年度財務諸表より本改訂を適用する。

なお、改訂による主な変更点は以下の通りである。

1.6.1. 「行政コスト計算書」の創設

独法の業績の評価において、独法が提供したサービスのアウトプット情報と対比するインプット情報として「行政コスト計算書」が創設された。「行政コスト」は独法が提供したサービスに要したフルコストであり、損益計算書上の費用に加え、減価償却相当額といった損益計算書に含まれないコストが考慮される。〔1.7.4 参照〕

なお、従来作成が求められていた「行政サービス実施コスト計算書」は廃止されることになるが、行政サービス実施コストに相当する、独法の運営に関して国民の負担に帰せられるコストについては財務諸表の注記として取り扱う。

1.6.2. 「純資産変動計算書」の創設

ある一会計期間における純資産の変動のうち、政府からの出資の変動部分といった行政コスト計算書及び損益計算書の両者に反映されない項目の存在を踏まえ、独法の財政状態及び運営状態を表すものとして「純資産変動計算書」が創設された。

1.6.3. 賞与引当金及び退職給付に係る会計処理

従来の基準及び注解においては、「法令等、又は中期計画、中長期計画及び事業計画又は年度計画に照らして、客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない」とされていたが、改訂後の基準及び注解においては「法令等、又は中期計画、中長期計画及び事業計画又は年度計画に照らして、客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上する」とされた。これにより損益計算書には、過年度分の賞与引当金、退職給付引当金が臨時損失として計上され、これに対応し、賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益が臨時利益に計上された。

1.7. 独立行政法人固有の会計処理

1.7.1. 運営費交付金に係る会計処理

独法が運営費交付金を受領したときは、相当額を負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

運営費交付金債務は中長期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。（独法会計基準第 81-2）

平成 28 年度より「業務達成基準」を採用しているが、管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられるため、管理部門に限り「期間進行基準」を採用している。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取

得価格と同額の「資産見返運営費交付金」(負債)に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」(収益)に振り替えるため、利益又は損失は発生しない。(図1)。

業務達成基準による運営費交付金債務の残余は中長期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中長期目標期間の最終年度の期末処理において全額収益に振り替えなければならないこととされている(独法会計基準第81-4)。

1.7.2. 施設費に係る会計処理

独法が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔1.7.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する(独法会計基準第82)。(1.3 参照)

1.7.3. 自己収入(受託収入等)

① 当該中長期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」(通則法第44条第1項)とし、翌年度以降の減価償却費の補填に充てる(通則法第44条第2項)(図2)。

② 次期中長期目標期間

中長期目標期間最終年度における、自己財

源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第12条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中長期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、前中期目標期間分については利益又は損失は発生しない(図3)。

1.7.4. 特定償却資産に係る会計処理

独法が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔1.1 参照〕あるいは施設費の交付〔1.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔1.2 参照〕に依存することになる独法においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独法の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独法が保有する資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている(独法会計基準第87、産総研財会省令第11条)。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている(独法会計基準第79)(図4)。

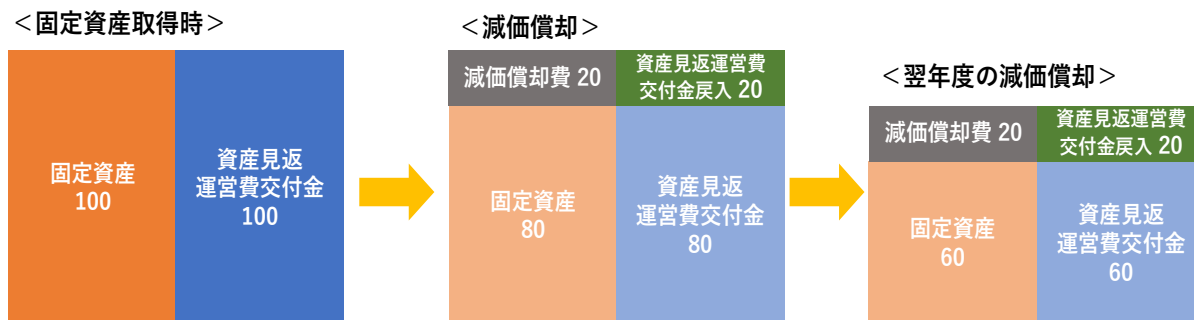


図1 運営費交付金で取得した資産の減価償却

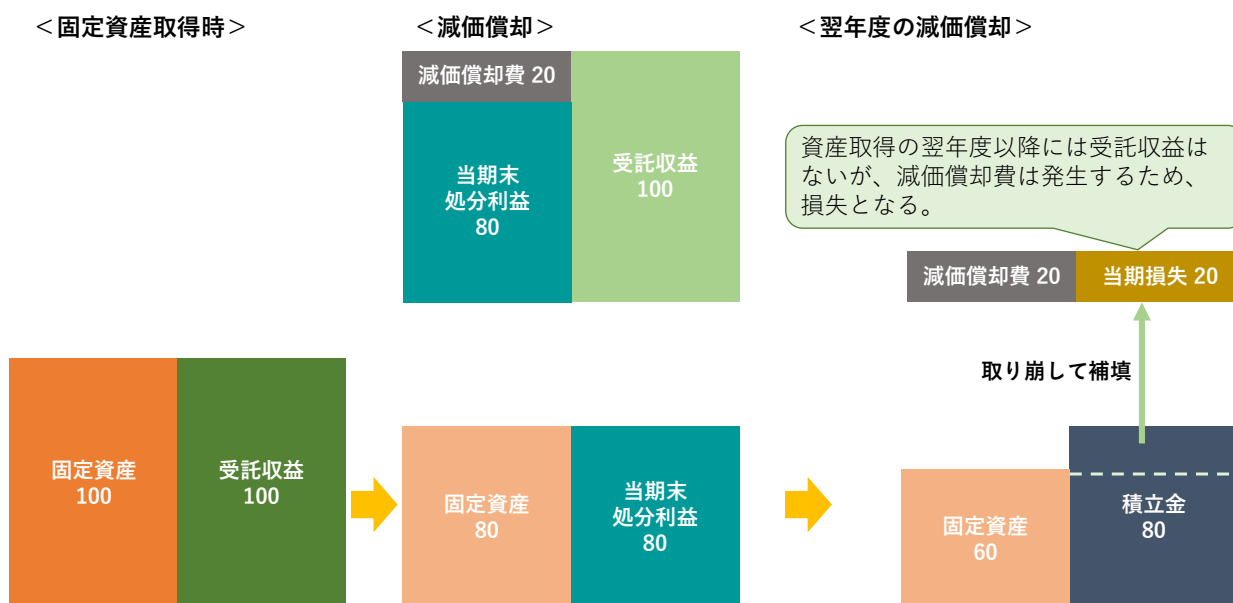


図2 自己収入で取得した資産の減価償却

(当該中長期目標期間中)



図3 自己収入で取得した資産の減価償却

(次期中長期目標期間中)

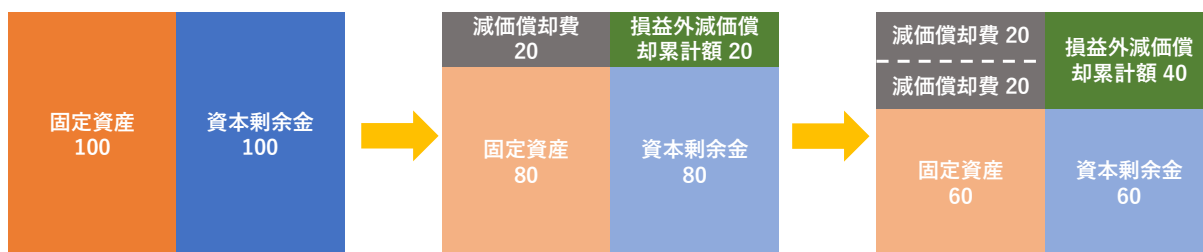


図4 特定償却資産の減価償却

令和元年度決算トピックス

1. 新棟建設について（つくば西事業所 高機能 IoT デバイス研究開発棟）

平成 29 年度第 1 次補正予算で措置された「高機能 IoT デバイスに関する研究拠点整備事業」において、高機能 IoT デバイス研究開発棟が平成 31 年 3 月 31 日に竣工した。

取得価額は 5,517 百万円。

つくば西事業所 高機能 IoT デバイス研究開発棟

所在地：茨城県つくば市小野川 1 6 - 1

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

延床面積：5,629.24 m²



2. 第 4 期中長期目標期間の最終年度における利益の処分

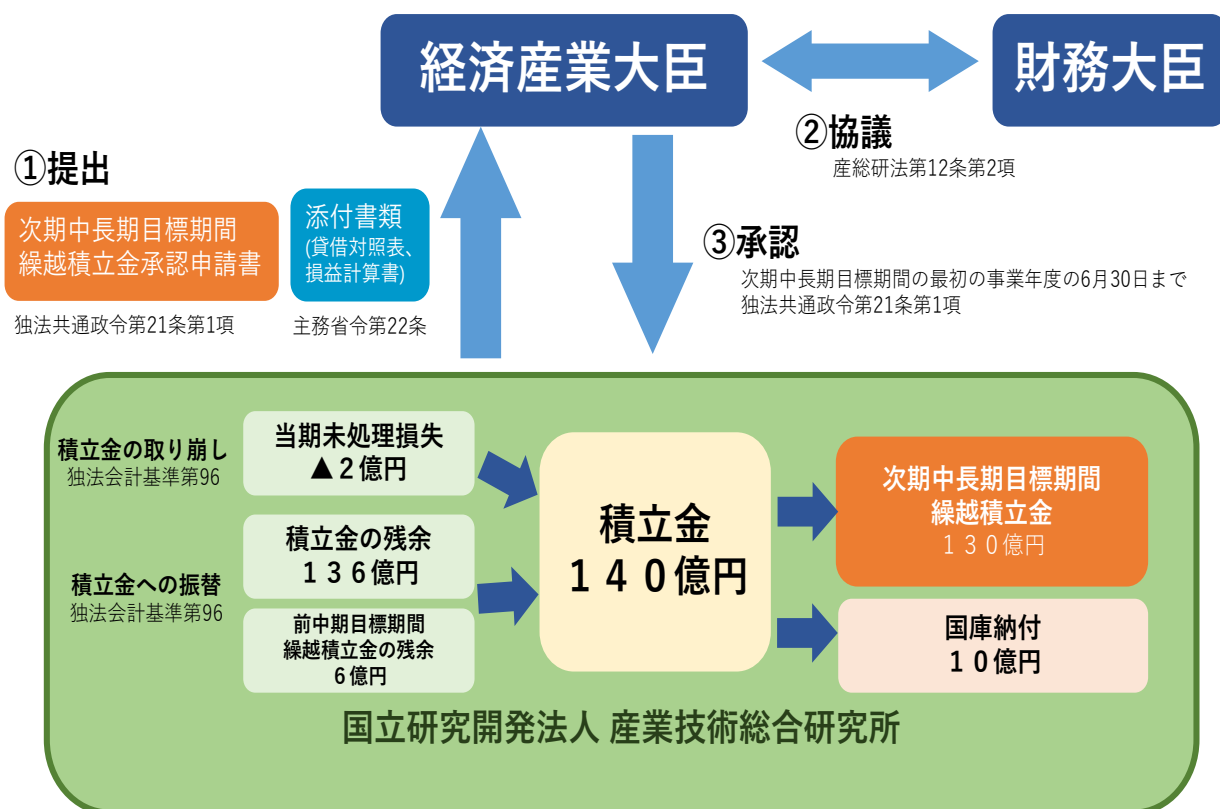
令和元年度は第 4 期中長期目標期間の最終年度にあたり、第 4 期中に積み立てた積立金、全中長期目標期間繰越積立金の残余及び当期末処理損失、計 140 億の精算をする必要がある。

精算にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第十二条に基づき、主務大臣の承認を受けて繰り越し、第 5 期の業務の財源に充てるものと、国庫納付するものに分けられる。第 4 期については、令和 2 年 6 月 30 日に主務大臣の承認を受け、前者が約 130 億円、後者が約 10 億円となった。

第 5 期の業務の財源に充てる 130 億円の主な用

途は、自己財源で取得した資産の令和元年度末の簿価相当額（126 億）である。これは、第 5 期以降の減価償却費用相当額に当たるもので、将来の費用（損失）を埋めるために、非キャッシュの積立金として繰り越すものである。残りの 4 億円については、第 4 期に前払い済みの外国雑誌や損害保険料等の、第 5 期以降に発生する費用（損失）を埋めるため、非キャッシュの積立金として繰り越すものである。

上記の通り、合計約 130 億円を繰り越し、残りの約 10 億円は国庫納付となった。



中長期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

3. 固定資産の減損の認識

固定資産の減損の認識とは、民間企業等に適用される企業会計基準においては、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理である。

独法においても、国民に財政状況を明らかにするという貸借対照表の作成目的に鑑みて、独立行政法人減損会計基準が設けられている。同基準に基づき、令和元年度は固定資産の減損を

認識し、減損の会計処理（1.5 億円）を行った。減損の認識の対象となった資産は、つくば中央第5事業所つくば中央5-45棟及び付帯設備のほか、5件である。

また、同基準に基づき、使用しないと決定したつくばセンター第5事業所5-4C棟及び附属設備について、減損の兆候（固定資産に減損が生じている可能性を示す事象）が認められた。

つくば中央第 5 事業所つくば中央 5 - 4 5 棟及び付帯設備

所在地 : 茨城県つくば市東 1-1-1 中央第 5

構造 : 鉄筋コンクリート造

延床面積 : 116 m²

令和元年度において減損の会計処理を行った固定資産一覧

用途	減損の認識に至った経緯	減損前帳簿価額	減損価額	減損後帳簿価額 (H31.3.31時点)
北海道センター A 1 棟及び付帯設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等に鑑み、閉鎖することを決定いたしました。	122,886,339 円	122,886,332 円	7 円
つくば中央第一事業所環境受変電所棟及び付帯設備		303,520 円	303,519 円	1 円
つくば中央第五事業所つくば中央 5 - 4 5 棟及び付帯設備		1,142,673 円	1,142,671 円	2 円
関西センター A - 6 棟 (イオン実験棟)		576,111 円	576,110 円	1 円
九州センター第 1 3 棟及び付帯設備		15,146,237 円	15,146,235 円	2 円
つくば西事業所研究廃水処理施設及び付帯設備	西事業所の研究排水処理施設改修工事により、処理施設としての機能を西給排水施設 (旧 A エネルギーセンター) に移したため、現在使用されていない建物であることから、閉鎖することを決定しました。	10,648,055 円	10,648,048 円	7 円

令和元年度における減損の兆候

用途	使用しないという決定に至った経緯	帳簿価額
つくばセンター第 5 事業所 5 - 4 C 棟及び附属設備	つくばセンター第 5 事業所 5 - 4 C 棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することといたしました。	39,887,705 円

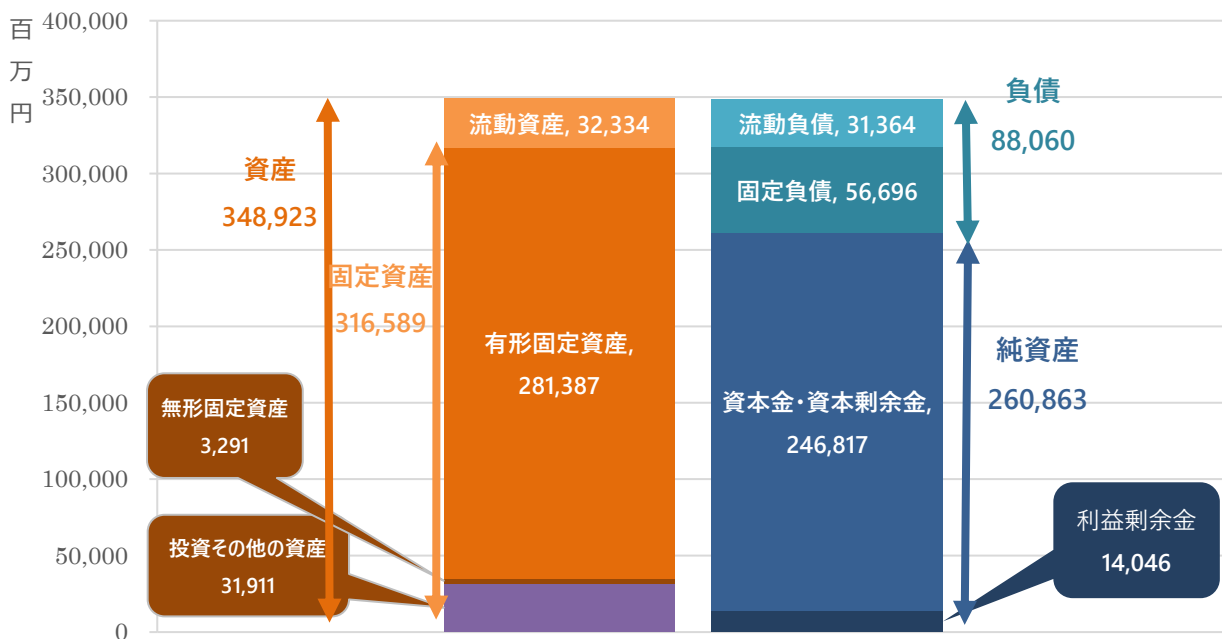
財務諸表の概要

貸借対照表 (B/S)

貸借対照表は、独法の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載するものである。

単位：百万円

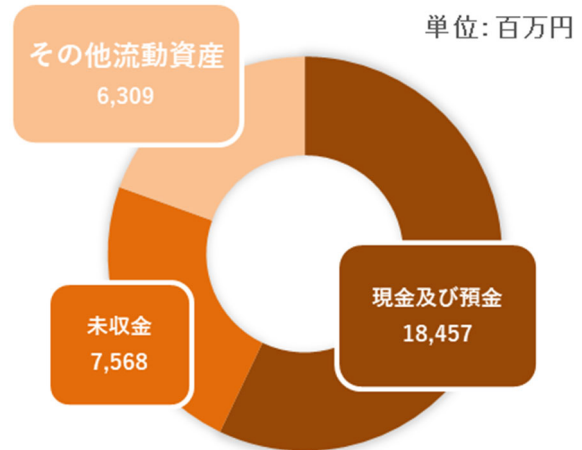
資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	32,334	Ⅰ 流動負債	31,364
現金及び預金	18,457	運営費交付金債務	-
未収金	7,568	未払金	20,493
その他流動資産	6,309	その他流動負債	10,871
Ⅱ 固定資産	316,589	Ⅱ 固定負債	56,696
建物等	555,521	資産見返負債	25,117
建物等減価償却累計額	△ 381,372	長期預り寄付金	7
建物等減損損失累計額	△ 2,825	長期リース債務	9
土地	110,644	引当金	31,563
土地減損損失累計額	△ 1,956	負債合計	88,060
建設仮勘定	1,376		
産業財産権	1,102	純資産の部	
ソフトウェア	865	Ⅰ 資本金	284,741
ソフトウェア仮勘定	22	Ⅱ 資本剰余金	△ 37,925
その他の無形固定資産	1,302	Ⅲ 利益剰余金	14,046
投資その他の資産	31,911	純資産合計	260,863
資産合計	348,923	負債純資産合計	348,923



1. 流動資産

産総研の流動資産は令和2年3月31日現在、323億円であり、現金及び預金 184 億円（57.0%）未収金 76 億円（23.5%）が大部分を占める。

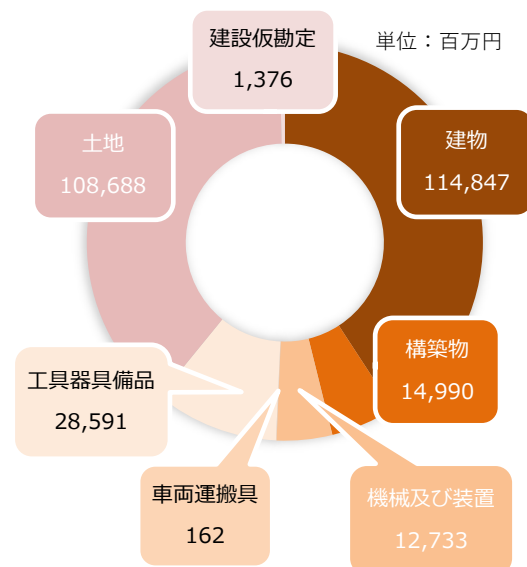
また、現金及び預金のうち、運営費交付金以外については受託研究、共同研究等に伴い、委託元や共同研究相手先からの前受金として保有している。



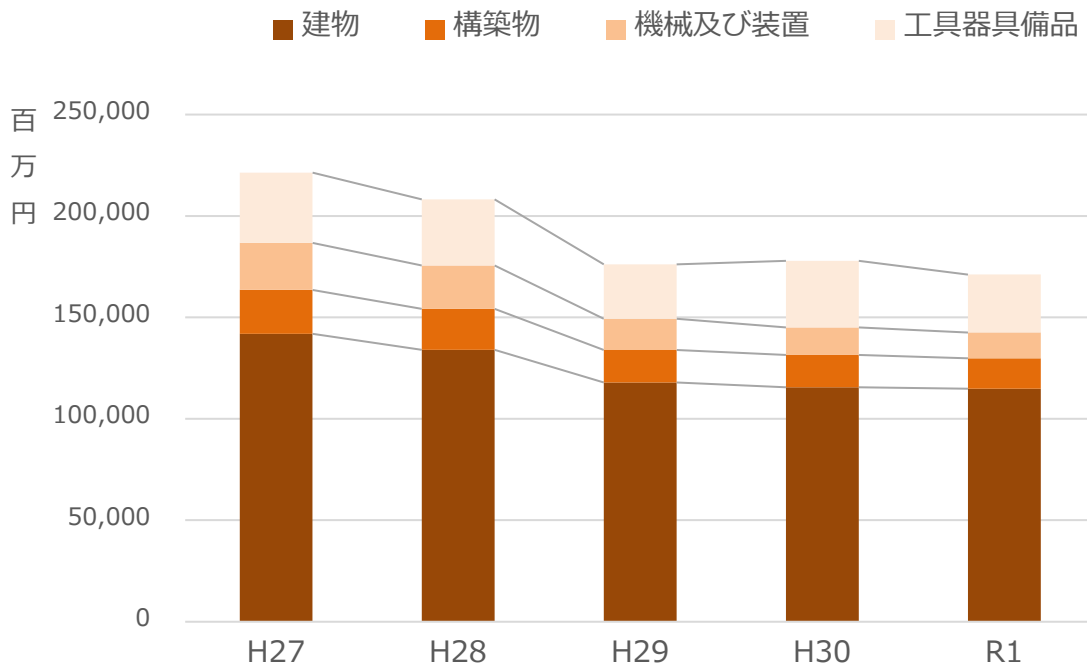
令和元年度流動資産の内訳

2. 有形固定資産

産総研の有形固定資産令和2年3月31日現在、2,814 億円であり、建物が 1,148 億円（40.8%）、土地が 1,087 億円（38.6%）と大部分を占める。資産価額に着目すると、産総研は第1期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第2期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきた。また、第3期、第4期では補正予算等を活用し、福島再生可能エネルギー研究所、柏センターの設置や大規模な老朽化対策を行ってきた。



令和元年度有形固定資産の内訳

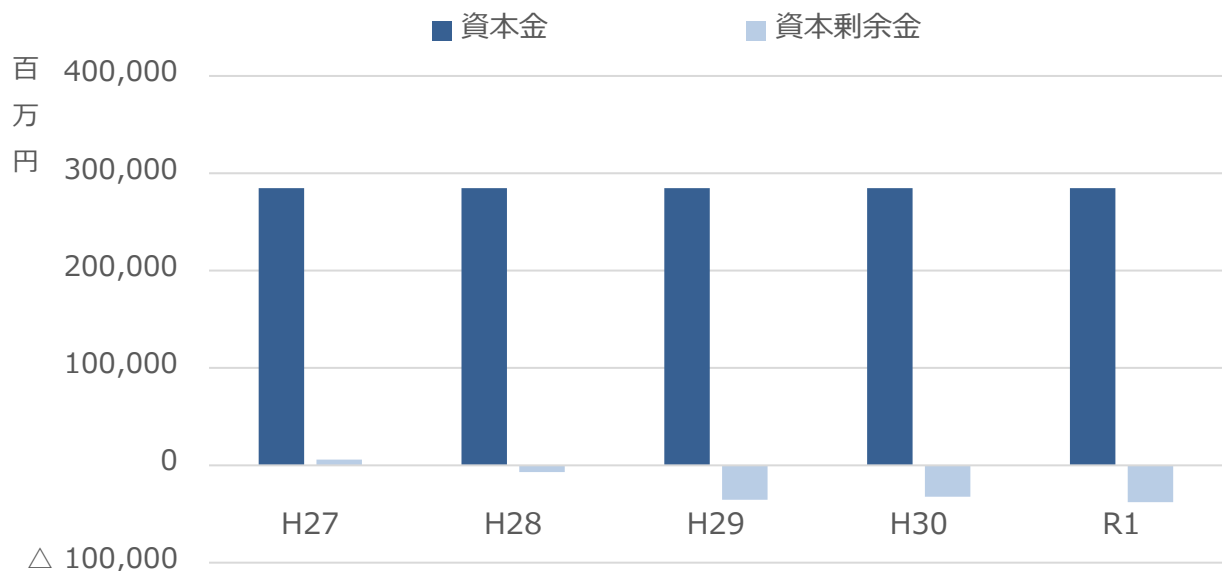


主な有形固定資産の推移

3. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資〔1.1 参照〕及び施設整備費補助金〔1.3 参照〕等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。

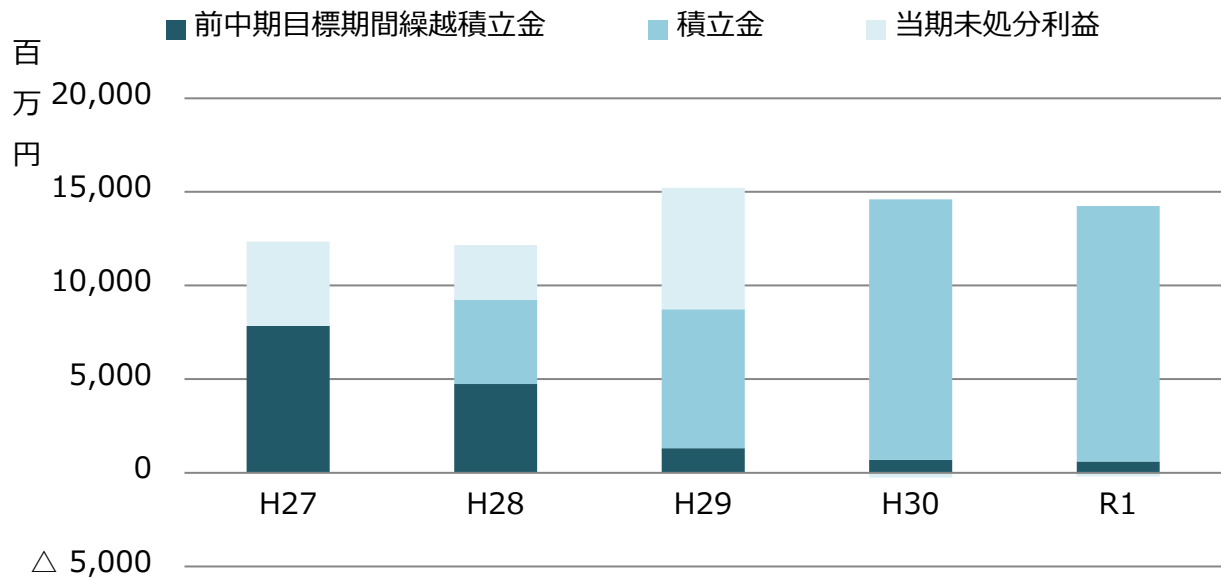
出資資産の減価償却分は資本剰余金のその他行政コスト累計額に控除項目として表示されるため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる。



4. 利益剰余金

産総研の令和元年度利益剰余金 140 億円のうち、積立金 136 億円（97.1%）は第 4 期中長期目標期間中に生じた利益の積立金であり、前中期目標期間繰越積立金 6.0 億円（4.3%）は第 1 期、第 2 期及び第 3 期に自己財源で取得した固定資産の減価償却費及び除却損相当額の非キャッシュの積立金である。

なお、令和元年度は当期末処理損失 2.0 億円（1.4%）が生じたが、主な要因は第 4 期中長期目標期間中に自己財源で取得した固定資産の当期減価償却費用が、当期に自己財源で取得した固定資産の当期末の簿価を上回ったことによるものである。



利益剰余金の推移

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、法人のアウトプットに対するフルコストを示すとともに、国民負担の算定基礎を示す指標として位置づけられている。

1. 損益計算書上の費用

単位：百万円

損益計算書に記載される経常費用 988 億円及び臨時損失 371 億円の合計額が計上されている。

2. その他の行政コスト

損益計算書では業務費及び一般管理費として、業務に係る費用が表示されるが、行政コスト計算書では、これらの費用に加えて損益計算書で計算されない施設整備費補助金によって購入された資産に係る減価償却相当額 143 億円及び減損損失相当額 1 億円、除売却差額相当額 35 円が計上されている。

Ⅰ 損益計算書上の費用	
(1) 損益計算書上の費用	
研究業務費	90,969
一般管理費	7,838
臨時損失	37,053
損益計算書上の費用合計	135,860
Ⅱ その他の行政コスト	
減価償却相当額	14,281
減損損失相当額	131
除売却差額相当額	0
その他行政コスト合計	14,412
Ⅲ 行政コスト	150,273

3. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

従来「行政サービス実施コスト計算書」に記載されていた独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、財務諸表の注記事項として記載されることとなり、令和元年度は 122,832 百万円となっている。これは「行政コスト計算書」の行政コストから国民の負担ではない自

己収入等を控除し、機会費用を加算したものである。機会費用は主に国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引によるものであり、近隣の地代や賃貸借料等を参考に算出している。

損益計算書 (P/L)

損益計算書は、独法の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独法のすべての費用とこれに対応するすべての収益を記載するものである。

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが、自己収入で取得した資産の減価に関してはその例外となる。

会計基準の改訂により令和元年度より賞与引当金及び退職給付引当金の会計処理が変わったため、昨年度と比較して臨時損失、臨時利益が大幅に増加している。これは平成 30 事業年度以前の発生分を会計基準の改訂に伴い期首に計上したものである。

(参考)

平成 30 年度：臨時損失 209 百万円 → 令和元年度：臨時損失 37,053 百万円
臨時利益 87 百万円 臨時利益 36,981 百万円

単位：百万円

費用	
研究業務費	90,969
人件費	42,256
減価償却費	12,182
その他	36,531
一般管理費	7,838
人件費	3,677
減価償却費	136
その他	4,025
経常費用合計	98,807
臨時損失	37,053

収益	
運営費交付金収益	62,831
物品受贈収益	1,199
知的所有権収益	709
研究収益	10,004
受託収益	16,017
その他	7,835
経常収益合計	98,595
臨時利益	36,981

当期純損失	284
全中期目標期間	86
積立金取崩額	
当期総損失	198

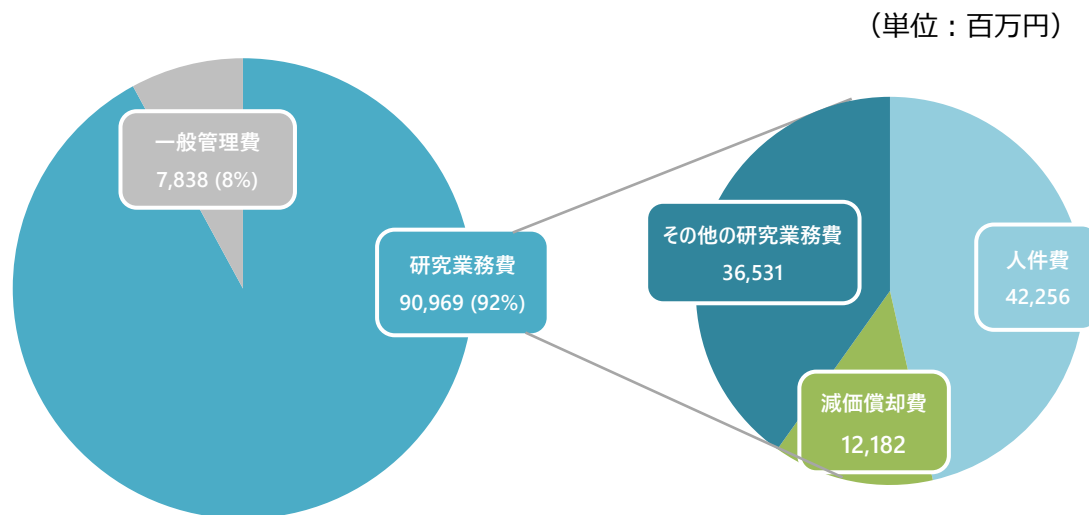
1. 経常費用

令和元年度の経常費用 988 億円のうち、研究業務費は 910 億円 (92.1%)、一般管理費は 78 億円 (7.9%) である。

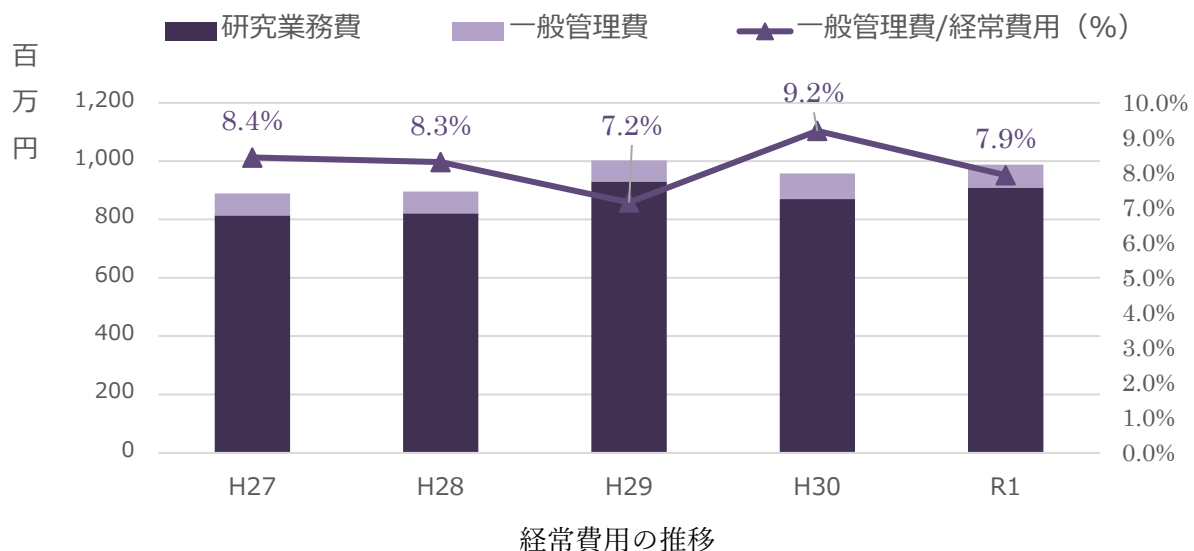
研究業務費においては、人件費 (423 億円) が 46.5% を占める。その他の研究業務費には、例えば消耗品費 76 億円、保守費 46 億円、技術委託費 45 億円が含まれる。

また、一般管理費には、人件費 (37 億円)、保守費 (15 億円)、電気料 (9 億円) などが含まれる。

なお、平成 22 年度 10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、平成 22 年度より一般管理費率が減少傾向にあったが、平成 26 年度においては修繕改修費や建物老朽化等による解体工事による不用品処分費の増加等の要因により、上昇した。平成 27 年度からは再び減少傾向にあったが、平成 30 年度は施設整備費及び老朽化対策費の増加により上昇している。



令和元年度経常費用の内訳及び研究業務費の内訳

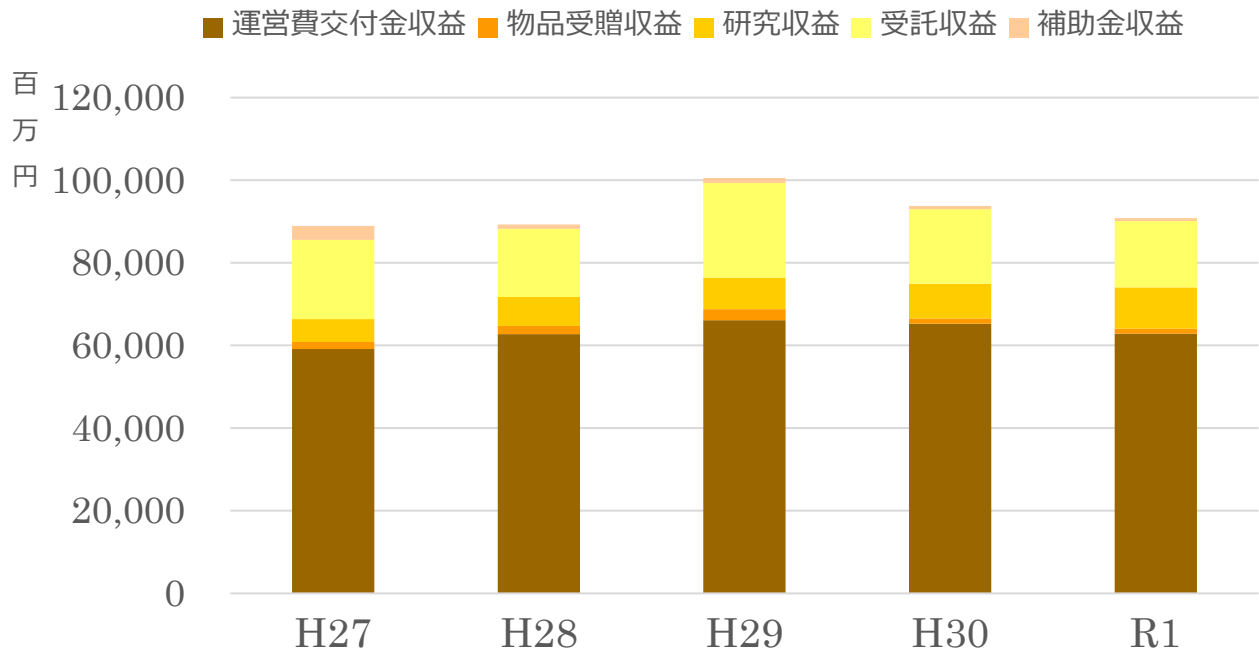


2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

経常収益の主なものとしては、運営費交付金収益 628 億円（63.7%）、受託収益 160 億円（16.2%）、研究収益 100 億円（10.1%）、補助金等収益 7.7 億円（0.78%）などがある

また今年度より収益項目として賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返にかかる収益が計上されるため、過年度と比較して経常収益に対する上記の各収益の割合は低くなっている。



経常収益の推移

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、独法の一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したものである。

資本剰余金の当期変動額は行政コスト計算書におけるその他の行政コストと一致する。企業における株主資本等変動計算書等にあたるものであり、独立行政法人の資本概念や利益処分の仕組み等を踏まえ規定されている。

単位：百万円

当期首残高	266,635
当期変動額	0
I 資本金の当期変動額	
出資金の受入	0
不要財産に係る国庫納付等による減資	0
II 資本剰余金の当期変動額	
固定資産の取得	8,924
固定資産の除売却	△ 0
減価償却	△ 14,281
固定資産の減損	△ 131
時の経過による資産除去債務の増加	0
承継資産の使用等	0
不要財産に係る国庫納付等	0
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）	0
III 利益剰余金の当期変動額	
(1) 利益の処分又は損失の処理	
前中期目標期間からの繰越し	0
利益処分による積立	0
利益処分（又は損失処理）による取崩し	0
国庫納付金の納付	0
(2) その他	
当期純利益（又は当期純損失）	△ 284
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）	0
当期変動額合計	△ 5,772
当期末残高	260,863

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、独法の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（お金の流れ）の状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示する財務諸表であり、貸借対照表及び損益計算書と同様に独法の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

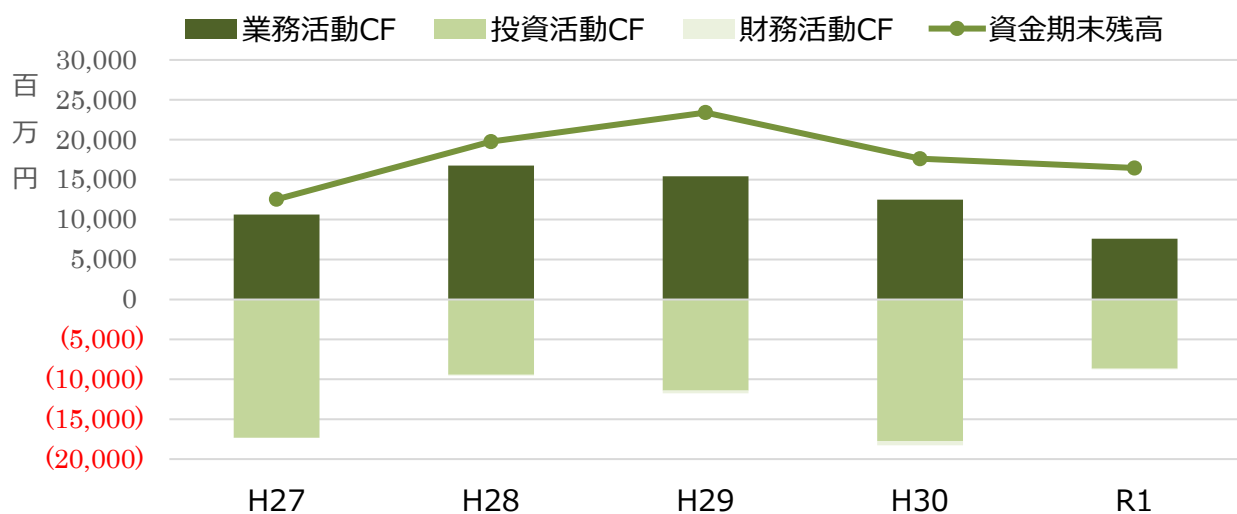
キャッシュ・フロー計算書では、投資活動及び財務活動以外による取引を業務活動によるキャッシュ・フローに、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による取引を投資活動によるキャッシュ・フローに、資金の調達及び返済による取引を財務活動によるキャッシュ・フローの区分にそれぞれ記載する（独法会計基準第67）。

また、「Ⅵ 資金期末残高」の金額は、貸借対照表の現金及び預金の金額から、定期預金の額（20億円）除した金額と一致する。

年度によって金額にばらつきはあるものの、長期的な傾向として主に業務活動によってキャッシュを獲得し、投資活動に支出している。財務活動によるキャッシュ・フローはファイナンスリース等によるものである。

単位：百万円

Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	7,590
研究業務支出	△ 35,621
人件費支出	△ 46,759
運営費交付金収入	63,130
受託収入	17,597
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,680
有形固定資産の取得による支出	△ 12,531
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 68
Ⅳ 資金減少額	△ 1,159
Ⅴ 資金期首残高	17,616
Ⅵ 資金期末残高	16,457



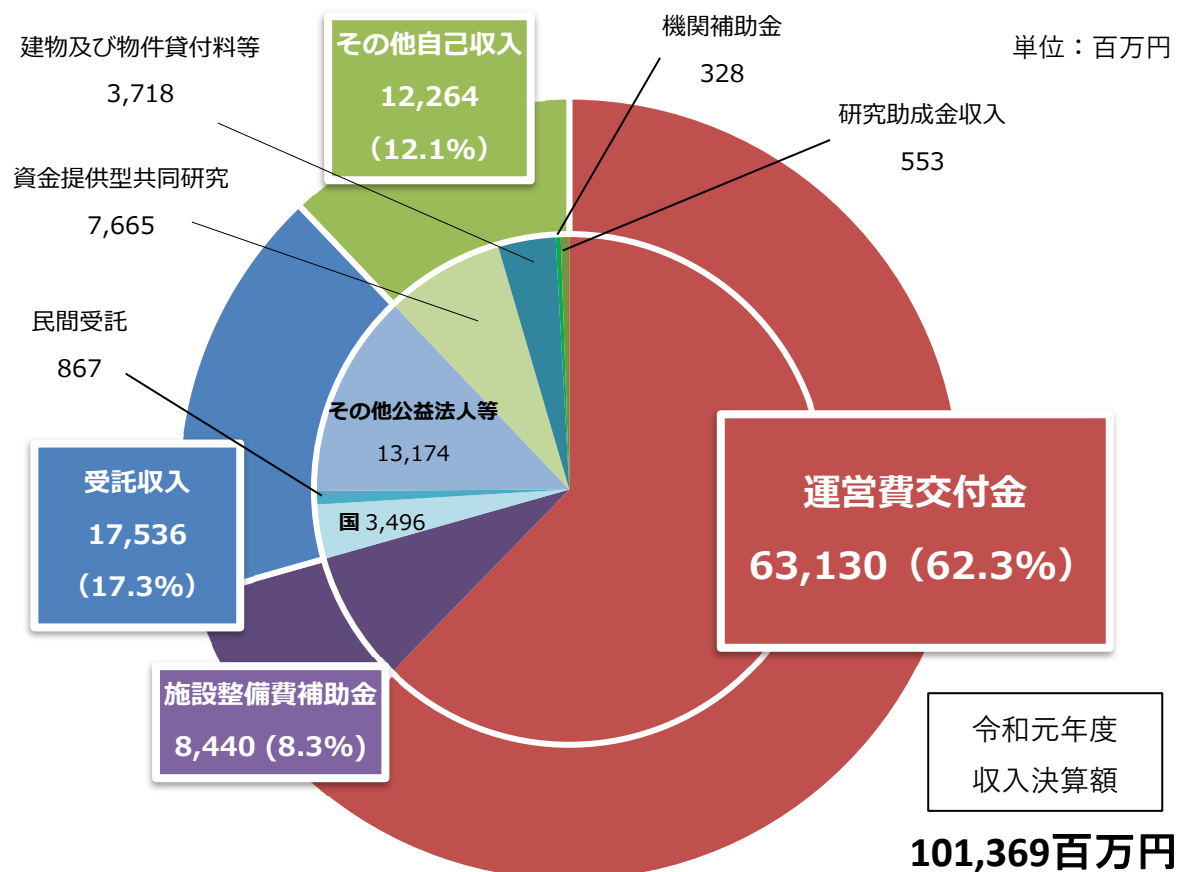
キャッシュ・フローの推移

収入及び支出決算の概要

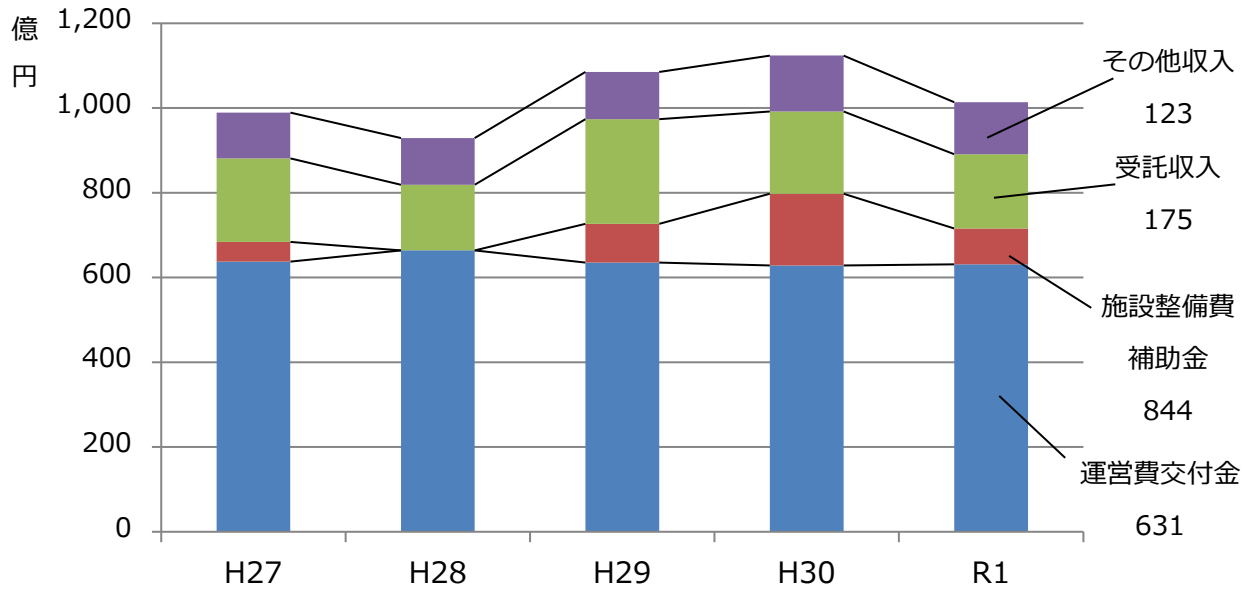
年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」（通則法第 38 条第 2 項）に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

1. 収入決算

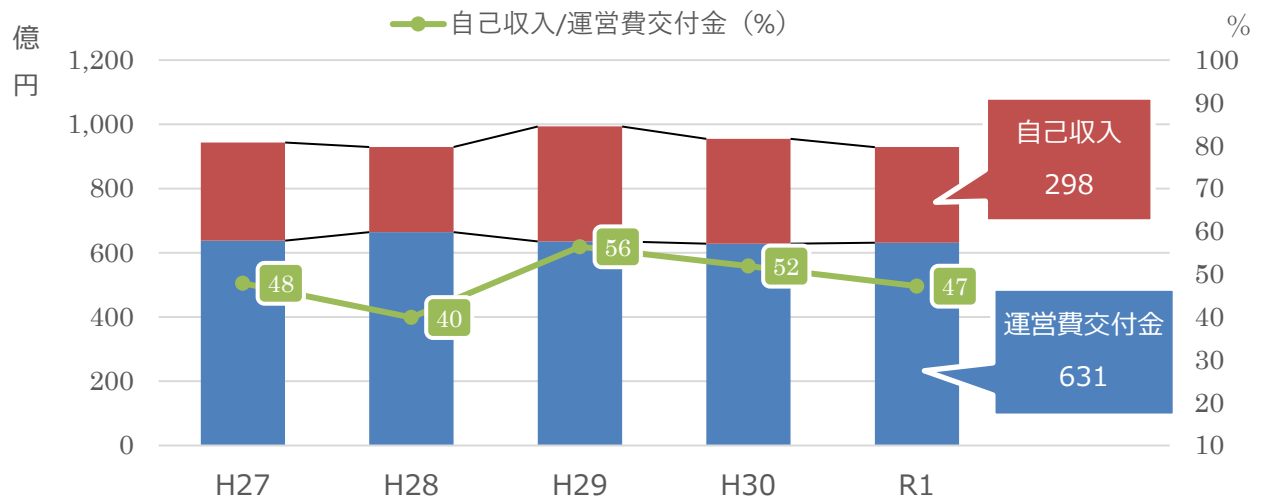
令和元年度の収入決算額は 1,014 億円であり、うち自己収入は前年度比 28 億円減少し 298 億円となった。なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、87.9%となる。運営費交付金は補正予算を含む。



令和元年度収入決算額の概要



収入決算額の推移



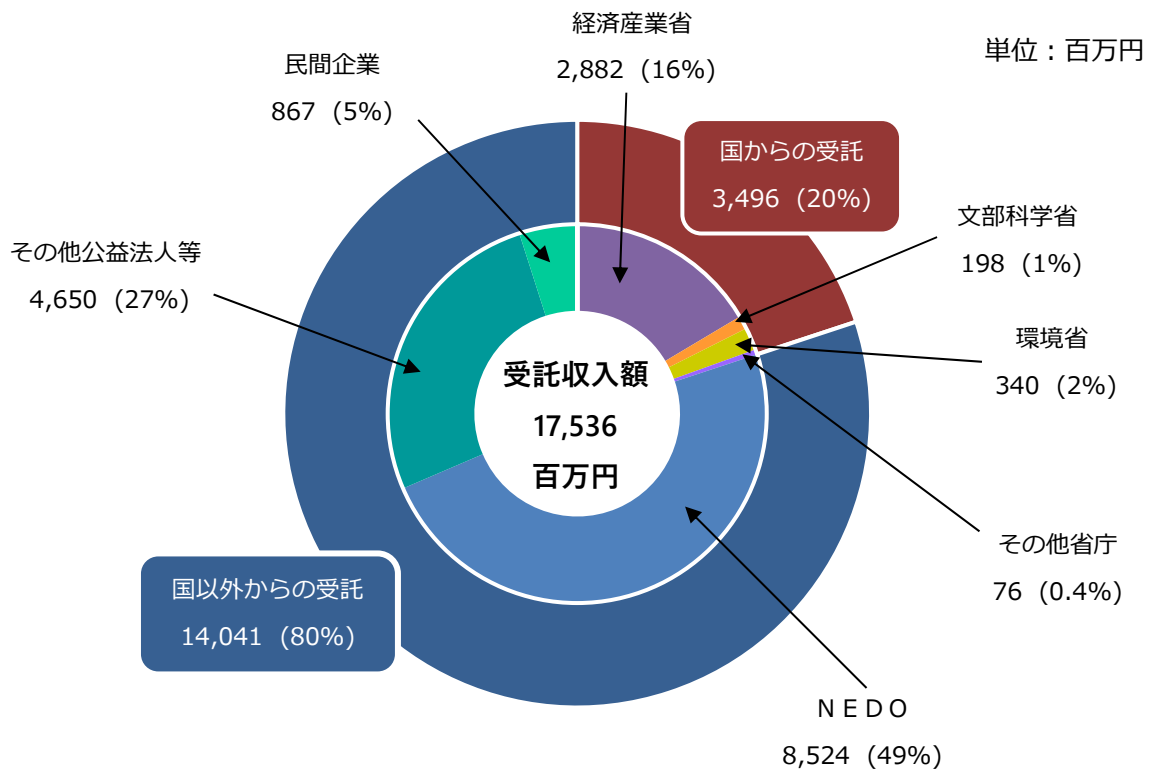
運営費交付金及び自己収入の推移

※ここでの自己収入とは受託収入及びその他収入の合計を示す。

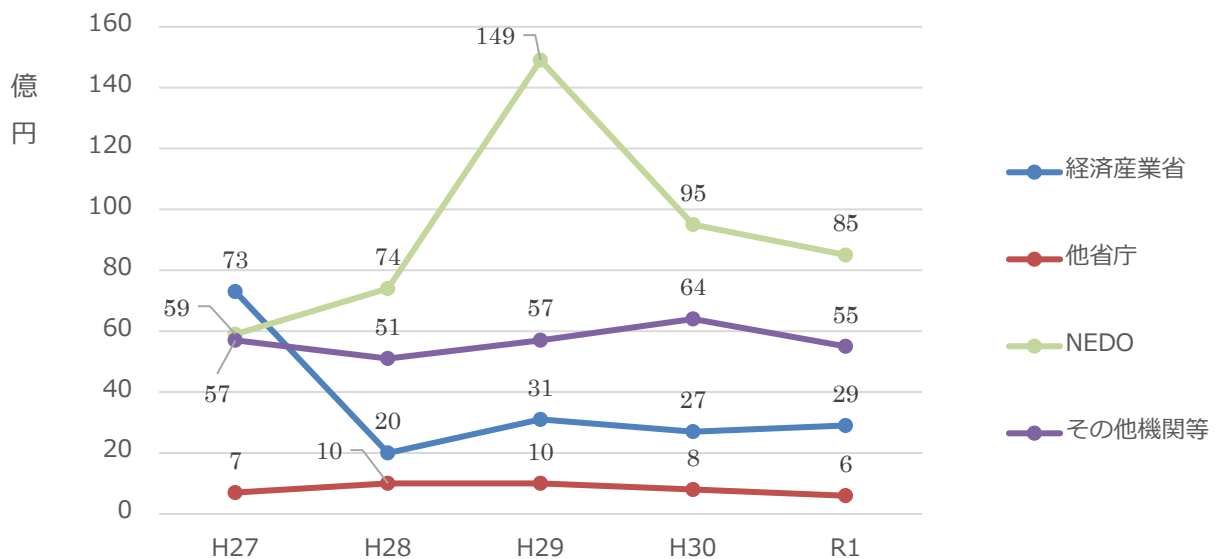
1.1. 受託収入

受託収入は令和元年度収入決算において、175 億円（17.3%）となった。このうち、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 85 億円（48.6%）、経済産業省からの受託が 29 億円（16.4%）、環境省からの受託が 3.4 億円（1.9%）とつづく。

平成 30 年度比では NEDO からの受託収入が 10 億円減少、その他公益法人からの受託が 10 億円減少したこともあり、総額では 19 億円減少した。



令和元年度受託収入の概要



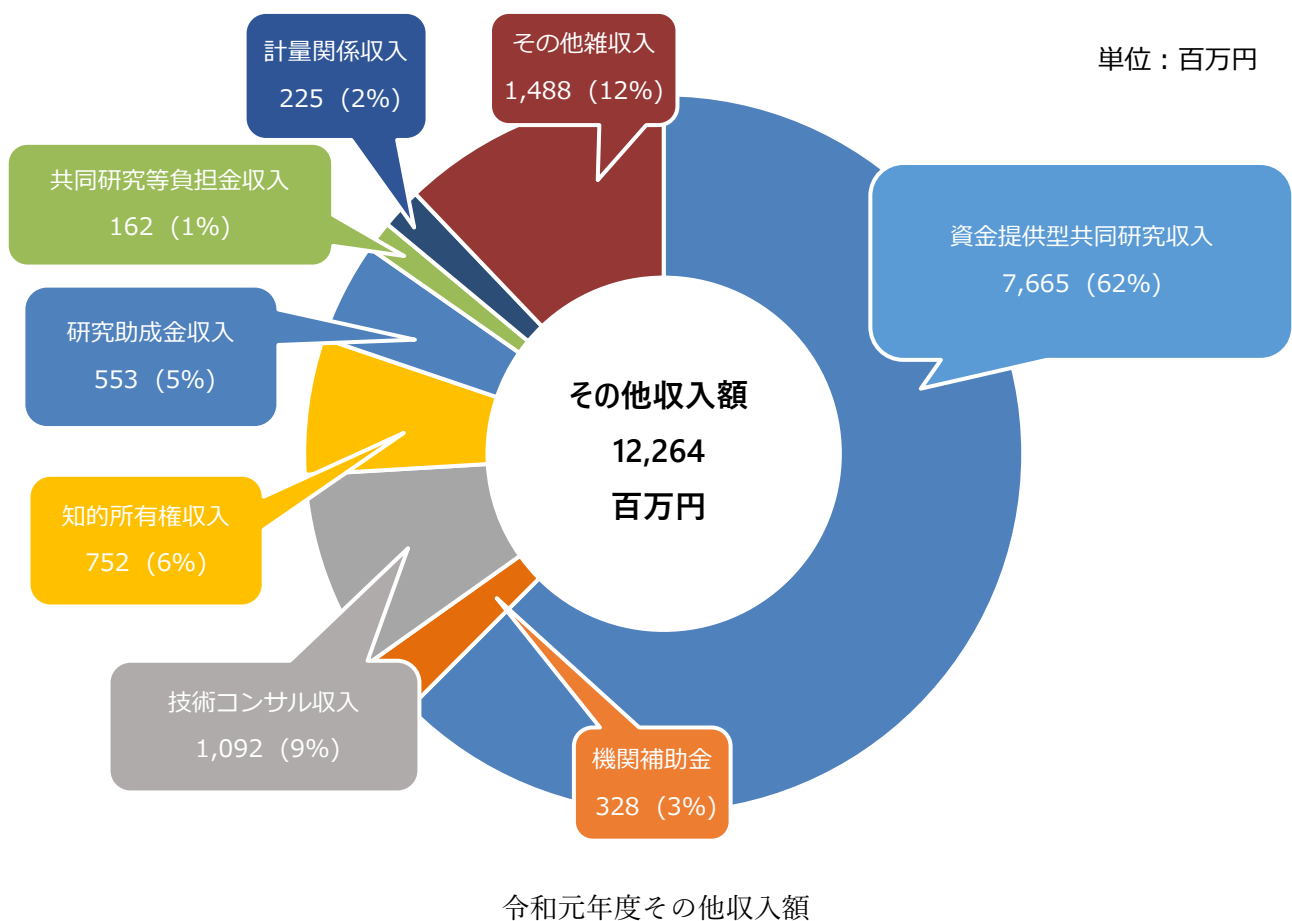
受託収入の推移

1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の令和元年度収入決算額は前年度より 9.5 億円減少し、123 億円（12.1%）となった。

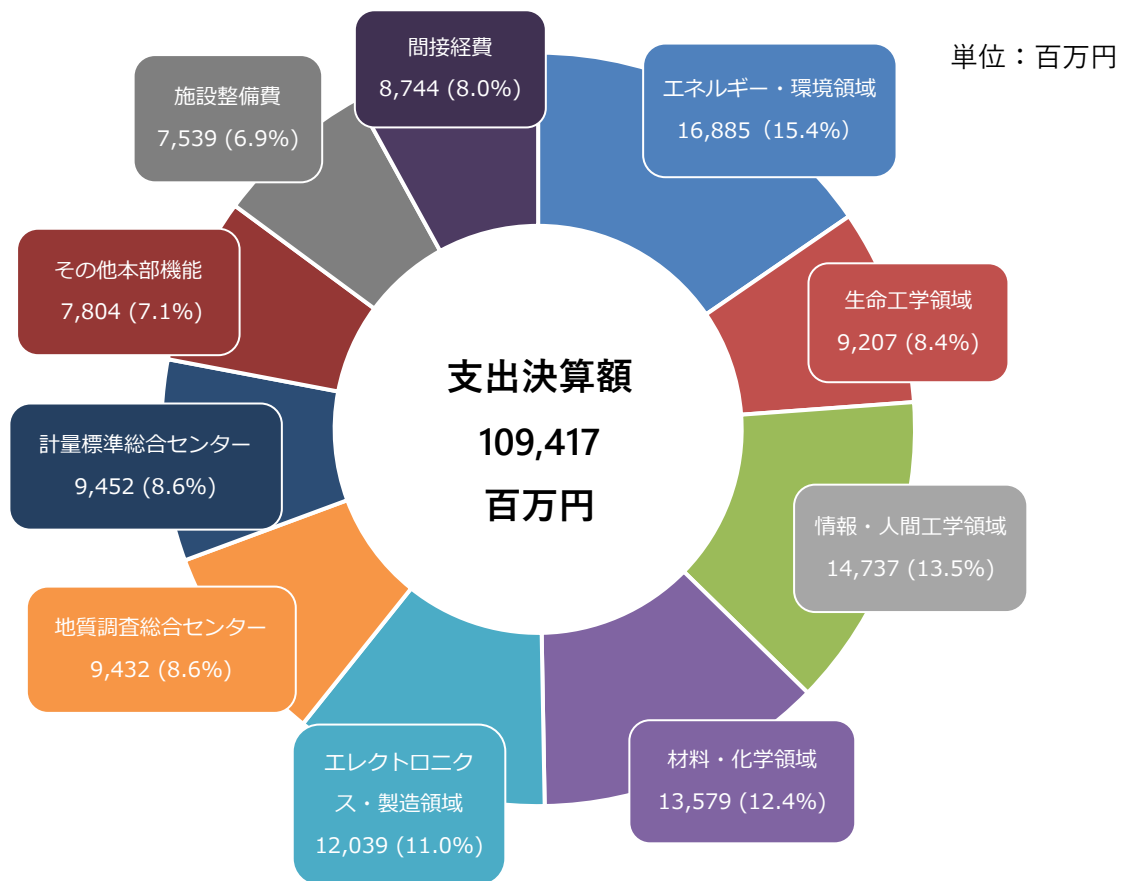
その他収入として資金提供型共同研究収入 77 億円（62.5%）、機関補助金 3.3 億円（2.6%）、技術コンサルティング収入 11 億円（8.9%）知的所有権収入 7.5 億円（6.1%）などがある。

なお、機関補助金とは施設整備費補助金以外に国等から産総研が受けた補助金を指す。研究助成金収入とは産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

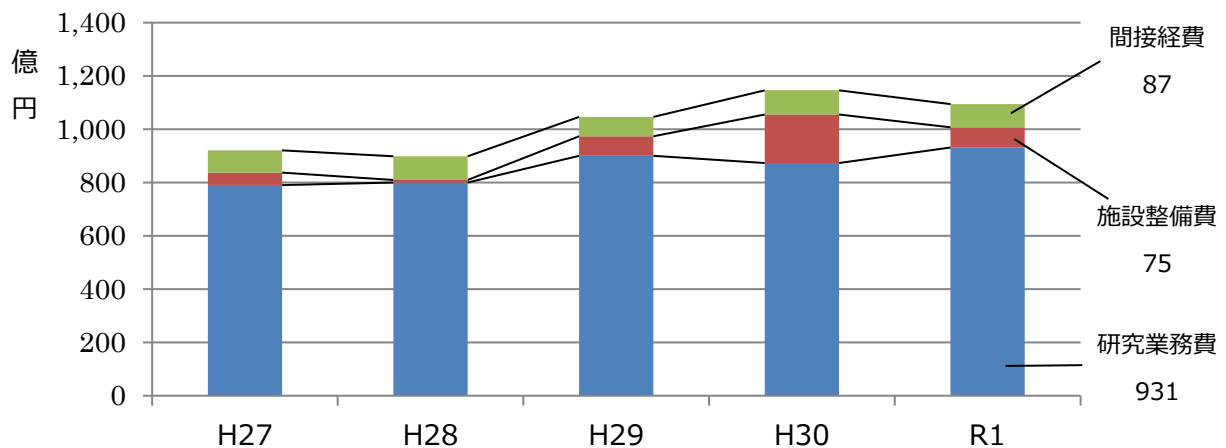


2. 支出決算

令和元年度支出決算額は1,094億円であり、研究業務に係る経費が763億円（69.8%）、間接経費が87億円（8.0%）を占めた。平成30年度比では、施設整備費が10.6億円減少するなどしたため、総額で52億円減少した。



令和元年度支出決算額



支出決算額の推移